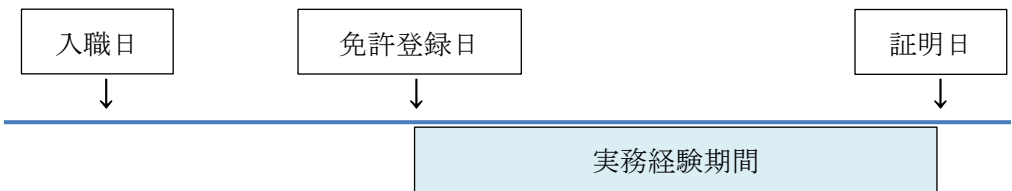


## よくある質問について(FAQ)

質問	回答
Email 登録しましたがメールが届きません。	<p>迷惑メール設定等をご確認のうえ、氏名、携帯番号等連絡先を記載して、kokyu-m@jaame.or.jp までお問い合わせください。</p> <p>アドレスの「@」の直前に「. ドット」や記号が連続で入っていませんか。 該当するメールアドレスは使用できません。 例:「aaa.@***.ne.jp」「aa..bbb@」「aaa_bb@」</p>
Email 登録は携帯アドレスでもよいですか？	書類印刷が必要ですので、パソコンで使用できるアドレスをお勧めします。
「送信された Email は既に登録済みです」とのエラーメッセージがでました。	アドレスは既に登録されております。職場等の共有アドレスは使用出来ません。他のアドレスをご使用ください。
登録アドレスを変更したいです。	事務局からのメールに返信してください。件名を「アドレス変更希望」に修正し、本文にお名前・仮番号・変更前と変更後のアドレスが分かるように記載をお願いします。
実務経験はいつからいつまでですか。	<p>免許登録日以降の勤務年数です。 [入職後に免許登録日した場合]</p>  <p>※証明日(書類作成日)時点で経験年数が1日でも満たしていない場合は申請できません。また、見込み期間の証明は出来ません。(未来の期間は含みません。)</p>

<p>実務経験証明書は以前に勤めていた勤務先と合算することは出来ますか。</p>	<p>可能です。但し、<u>勤務している</u>又は<u>勤務していた</u>施設ごとに証明書を作成して貰ってください。複数箇所での勤務期間を、1通の証明書に合算して作成することは出来ません。なお、過去の勤務施設1ヵ所で必要な実務経験年数を満たす場合は、その施設の証明書1通のみで構いません。</p>
<p><u>看護師で1年、准看護師で3年以上</u>の経験があります。看護師として申請することは出来ますか？</p>	<p>看護師免許登録日から2年以上の経験年数を満たしていないため、看護師での申請は出来ません。<u>准看護師</u>として申請をしてください。実務経験証明書も准看護師としてもらってください。</p>
<p><u>看護師で1年、准看護師で2年</u>の経験があります。申請することは出来ますか。</p>	<p>看護師での1年を准看護師の経験年数に合算し、<u>准看護師</u>として申請することができます。実務経験証明書も准看護師としてもらってください。 (准看護師免許証の写しが必要です)</p>
<p>アルバイト勤務で申請資格はありますか？</p>	<p>フルタイムで勤務している方と同じ勤務体制であれば資格があります。</p>
<p>現在、働いていません。受講資格はありますか？</p>	<p>過去に働いていた施設で実務経験を証明していただければ大丈夫です。</p>
<p>要件の12.5点はいつまでに取得すればよいですか？</p>	<p>申請書類提出までに取得出来れば大丈夫です。</p>
<p>12.5点以上を取得していることを証する受講証・修了証等を紛失してしまいました。</p>	<p>受講証・修了証等の提出が必要です。無い場合は申込み出来ません。受講した講習会等の主催者へお問い合わせください。</p>
<p>12.5点以上を証する受講証・修了証等が旧姓です。</p>	<p>受講証・修了証等に旧姓であることを記載してください。</p>
<p>過去の書類を紛失してしまいました。</p>	<p>詳細(受講・受験の年度等)を分かる範囲で明記したメモを同封して下さい。</p>
<p>資格を証する免許証と氏名が違います。</p>	<p>戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)の原本が必要です。</p>
<p>資格を証する免許証を書換え中です。</p>	<p>職場に写しを提出していれば、利用できないかご相談ください。 写しがない場合は、書換交付申請書又は再交付申請書を A4 サイズ用紙にコピーして提出してください。 ただし、<u>免許取得日</u>と<u>免許登録番号</u>の記載があることを必ず確認してください。</p>

顔写真付き本人確認書類がありません。	顔写真付きの本人確認書類の提出が出来ない方はお申込みできません。
顔写真付き本人確認書類は拡大コピーが必要ですか？	鮮明であれば原寸、モノクロ印刷で構いません。 <u>氏名、生年月日等が切れないようにA4 サイズ用紙にコピー</u> してください。
実務経験証明書の証明は誰からもらえばいいですか？	施設の長、もしくはその母体を管理する長に証明してもらってください。 病院長、理事長等になります。(事務長、看護部長等、自筆は不可)
実務経験証明書の公印がよくわかりません。	医療施設で証明書を作成する際に、押印する印鑑のことです。 <u>病院長が証明する場合は、●●病院あるいは○○病院長</u> といった角印(丸印)を押印してください。 <u>理事長が証明する場合は法人印</u> で押印してください。
公印がありません。	クリニック等の医療施設で公印のない施設は、院長私印での証明でも認められますが、余白に必ず <u>院長私印が公印である旨を記載</u> してください。
配達状況が確認出来ますか。	郵便局ホームページの追跡サービスで配達状況の確認ができます。 <a href="https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/">https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/</a> 注意: 追跡サービスで最終的な配達状況を確認いただけるのは、差し出し日から約3日後になりますので、日にちをおいてお試しください。
プリンターが無く、印刷ができません。 申請書類は郵送してくれますか？	ホームページからのダウンロードのみです。書類送付は一切承っておりません。コンビニのプリントサービスやインターネットカフェ、ネットアプリ等での印刷をご検討下さい(個別に操作方法等のご案内はしておりませんので、ご了承ください)。
過去の申請書類を使用してもよいですか？	過去の書類では受付できません。必ず、今回の申請書類で申請してください。 過去の書類を提出いただいても、受理せず返却もいたしません。

